

国民健康保険税の口座振替が便利です

6月15日（木）から8月31日（木）は口座振替推進月間です

国民健康保険は、加入者全員が保険税を出し合い、必要な医療費に充てる助け合いの制度です。後期高齢者医療制度や職場などで保険に入っている方を除き、誰もが国民健康保険に入ることが義務付けられています。

本町において、国民健康保険税の収納率は、近年の経済の低迷とともに低下を余儀なくされてきており、国保財政は厳しいものとなっています。このことから町では平成28年度「周防大島町国民健康保険収納対策緊急プラン」を策定し、収納率の向上を図ることとしています。

このプランにおける具体的な改善策として、口座振替推進月間を実施し、一層の徴収率の向上を図るとともに国民健康保険財政の安定化を目指します。

申込手続きの方法

町内の取扱い金融機関に、申込用紙が備え付けられていますので、その場で必要事項を記載のうえ、お申し込みいただけます。

町外の店舗には、申込用紙を備え付けていないので、あらかじめ税務課にご連絡をいただければ送付させていただきます。

申込用紙の記入方法が分からない場合は、税務課までお気軽にお問い合わせください。

【取扱金融機関一覧】

山口銀行	山口大島農業協同組合
北九州銀行	山口県漁業協同組合 (東和町支店)
西京銀行	ゆうちょ銀行・郵便局

手続き（申請書記載）に必要なもの

- ・預貯金通帳（口座番号を確認できるもの）
- ・預貯金通帳の届出印

■問い合わせ 税務課徴収対策班

☎0820(74)1031

税負担の公平性を確保するために

町税の滞納処分を強化しています

税金の滞納はありませんか？

税金は納税者の皆さんが、定められた期間内に自ら納めていただくものです。定められた納期限までに納付のない場合は「滞納」になり、滞納状態が続くと法に基づき、滞納処分を行うこととなります。

町では、税を納めていただいている方との公平性を保つためにも、また自主財源の確保のためにも、滞納処分をより強化しています。滞納のある方は滞納処分を受ける前に、お早めに納税相談、早期納付をお願いします。

■滞納処分の流れ

①督促・催告

自主納付をお願いする文書、電話等による督促・催告を行います。
また、督促手数料のほかに、納期限の翌日から納付した日までの期間に応じ延滞金が加算されます。

②財産調査

①の指定期日までに納付がない方は、地方税法、国税徴収法の規定に基づき財産（給与、売掛等債権、不動産など）の調査を行います。

③差押

預貯金、給与、不動産などを差し押さえます。自動車などにはタイヤロックを実施します。

④搜索

高額滞納者の居宅、事務所を財産調査のため搜索し、財産があれば差し押さえを行います。税徴収のための搜索は裁判所の令状を必要としません。

⑤公売・換価 充当

差し押さえた財産は公売（売却）等により換価（現金化）し、滞納金に充当します。



◀タイヤロック

平成26年度から平成28年度までの滞納処分等の実績（件数）

財産調査	709件
交付要求	10件
差押	66件

○納税方法のご相談、納期限までの納付にお困り等、納税のご相談は税務課徴収対策班へご連絡ください。

■問い合わせ 税務課徴収対策班

☎0820(74)1031